

## 議案第3号

### 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

平成29年3月16日提出

沖縄県教育委員会教育長 平敷 昭人

#### 理 由

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年文部科学省令第20号）の施行に伴い、免許法別表第8による免許状申請の際の軽減後の単位修得方法を定めるとともに、特別免許状の要件緩和の規定を整備する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

#### 【参考・根拠規定】

教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第216号）

第十八条の二 幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状又は高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者について、免許法別表第八の第三欄に定める最低在職年数に加え、次の表の上欄に掲げる受けようとする免許状の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる学校の教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する在職年数があるときは、三単位にその在職年数を乗じて得た単位数（免許法別表第八の第四欄に定める単位数のうちその半数までの単位数を限度とする。）を修得したものとみなして、この表を適用する。

第十八条の五 免許法別表第八の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者で、第十八条の二の表備考第四号の規定の適用を受けるもの（前条に規定する場合を除く。）の単位の修得方法は、第十八条の二及び前条に定める修得方法を参酌して、都道府県の教育委員会規則で定める。

(別紙)

沖縄県教育委員会規則第 号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（平成元年沖縄県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表中

教育職員免許法施行法施行規則（昭和29年文部省令第27号）	施行法施行規則	を
教育職員免許法施行法施行規則（昭和29年文部省令第27号） 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号） 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9文部省令第40号）	施行法施行規則特例法 特例法施行規則	に改める。

第3条第1項第6号を次のように改める。

(6) 学力に関する証明書

第3条第1項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 小学校又は中学校の教諭の普通免許状の出願にあつては、特例法施行規則第4条第1項に規定する介護等の体験に関する証明書（特例法第2条第3項に規定する者に該当するものにあつては、その事実を証する書類）

第8条第1項各号中「単位修得証明書」を「学力に関する証明書」に改める。

第9条第6号を次のように改める。

(6) 学力に関する証明書

第9条の2第6号を次のように改める。

(6) 学力に関する証明書

第11条中第9号を削り、第10号を第9号とする。

第13条第1項第9号を次のように改める。

(9) 学力に関する証明書

第13条第2項第3号を次のように改める。

(3) 学力に関する証明書

第19条中「上級の免許状を受けようとする者及び他の教科についての免許状」を「普通免許状」に改め、同条第6号中「特別支援学校の普通免許状」を「特別支援学校教諭の普通免許状」に改め、同条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 免許法別表第8関係

免許法施行規則第18条の2、第18条の4及び第18条の5の規定による場合

ア 幼稚園教諭二種免許状を受けようとする場合

有することを必要とする学校の免許状	在職年数	受けようとする免許状に関する勤務年数	最低修得単位数	
			教職に関する科目	合計
			教育課程及び指導法に関する科目	
			保育内容の指導法	
小学校教諭普通免許状	3以上	0	6	6
		1以上	3	3

イ 小学校教諭二種免許状を受けようとする場合

有することを必	在職年数	受けようと	最低修得単位数
---------	------	-------	---------

要とする学校の免許状	在職年数	受けようとする免許状に関する勤務年数	教職に関する科目			合計
			教育課程及び指導法に関する科目		生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	
			各教科の指導法	道徳の指導法		
幼稚園教諭普通免許状	3以上	0	10	1	2	13
		1	7	1	2	10
		2以上	5	1	1	7
中学校教諭普通免許状	3以上	0	10	0	2	12
		1	7	0	2	9
		2以上	5	0	1	6

備考 各教科の指導法の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育のうち3以上の教科の指導法（幼稚園教諭の普通免許状を有する場合にあっては生活、中学校教諭の普通免許状を有する場合にあってはその免許教科に相当する教科を除く。）についてそれぞれ1単位又は2単位を修得するものとする。ただし、有している中学校教諭の普通免許状の教科の種類が音楽以外の場合は、音楽の単位を修得しなければならない。

ウ 中学校教諭二種免許状を受けようとする場合

有することを必要とする学校の免許状	在職年数	受けようとする免許状に関する勤務年数	最低修得単位数					合計
			教科に関する科目	教職に関する科目			教科又は教職に関する科目	
				教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	各教科の指導法		
小学校教諭普通免許状	3以上	0	10	2	0	2	0	14
		1	7	2	0	2	0	11
		2	5	1	0	2	0	8
		3以上	5	1	0	1	0	7
高等学校教諭普通免許状	3以上	0	0	2	1	2	4	9
		1	0	1	1	1	3	6
		2以上	0	1	1	1	2	5

エ 高等学校教諭一種免許状を受けようとする場合

有することを必要とする学校の免許状	在職年数	受けようとする免許状に関する勤務年数	最低修得単位数			合計
			教職に関する科目		教科又は教職に関する科目	
			教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目		
中学校教諭普通免許状（二種免許状を除く。）	3以上	0	2	2	8	12
		1	1	2	6	9
		2以上	1	1	4	6

---

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

## 規則案の概要説明

課名 学校人事課

## 1 件名

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

## 2 改正の経緯及び必要性

(1) 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年文部科学省令第20号）が平成28年3月31日に公布、翌4月1日から施行された。

同省令により、教育職員免許法別表第8により免許状を受けようとする者がその免許状について助教諭等で実務経験がある場合、最低修得単位数の軽減が得られるようになったため、授与に必要な最低修得単位数について、ケース毎に教育職員免許状に関する規則（教育委員会規則第8号、以下県規則）で定める必要がある。

(2) 特別免許状制度について平成14年に学士要件が撤廃され、学識経験者への意見聴取が課されたが現行の県規則の改正がなされていなかった。

文部科学省より特別免許状制度の活用が推進され、各都道府県に規則整備が求められていることを受け、改正する必要がある。

## 3 改正案の概要

(1) 教育職員免許法別表第8により既に取得している免許状に隣接する校種の免許状を申請する場合に必要な最低修得単位数を定める。

単位の修得方法については、文部科学省がモデルケースとして示したものによることとし、小学校教諭二種免許状を取得する際の「各教科の指導法」については文部科学省で許容されるとした範囲の履修方法を認め、教科については、既に取得している免許状で修得した教科を除いて履修させるものとし、特に小学校においては音楽の教授ができることが重要なことから、音楽の免許状を有していない者については音楽を必修で履修させるものとする。（第19条第1項第7号関係）

(2) 特別免許状の出願にあたっては学業成績証明書を不要とし、学識経験者への意見聴取の上、検定を行うよう改める。（第11条関係）

(3) その他、必要な改正を行う。

## 4 根拠法令

(1) 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年文部科学省令第20号）

(2) 教育職員免許法（昭和24年法律147号）

## 5 添付資料

(1) 新旧対照表

教育職員免許状に関する規則（平成元年沖縄県教育委員会規則第8号）新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）																																				
<p>第1条（略）</p> <p>（関係法令の略称）</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（関係法令の略称）</p>																																				
<p>第2条 この規則で、次の表の左欄に掲げる法令は、それぞれ右欄に掲げるとおり略称する。</p>	<p>第2条 この規則で、次の表の左欄に掲げる法令は、それぞれ右欄に掲げるとおり略称する。</p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>左欄</th> <th>右欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育職員免許法（昭和24年法律第147号）</td> <td>免許法</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）</td> <td>29年改正法</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和36年法律第122号）</td> <td>36年改正法</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和63年法律第106号）</td> <td>63年改正法</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法（昭和24年法律第148号）</td> <td>施行法</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）</td> <td>免許法施行規則</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第27号）</td> <td>施行法施行規則</td> </tr> <tr> <td>小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）</td> <td>特例法</td> </tr> <tr> <td>小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9文部省令第40号）</td> <td>特例法施行規則</td> </tr> </tbody> </table>	左欄	右欄	教育職員免許法（昭和24年法律第147号）	免許法	教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）	29年改正法	教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和36年法律第122号）	36年改正法	教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和63年法律第106号）	63年改正法	教育職員免許法（昭和24年法律第148号）	施行法	教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）	免許法施行規則	教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第27号）	施行法施行規則	小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）	特例法	小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9文部省令第40号）	特例法施行規則	<table border="1"> <thead> <tr> <th>左欄</th> <th>右欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育職員免許法（昭和24年法律第147号）</td> <td>免許法</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）</td> <td>29年改正法</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和36年法律第122号）</td> <td>36年改正法</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和63年法律第106号）</td> <td>63年改正法</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法（昭和24年法律第148号）</td> <td>施行法</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）</td> <td>免許法施行規則</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第27号）</td> <td>施行法施行規則</td> </tr> </tbody> </table>	左欄	右欄	教育職員免許法（昭和24年法律第147号）	免許法	教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）	29年改正法	教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和36年法律第122号）	36年改正法	教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和63年法律第106号）	63年改正法	教育職員免許法（昭和24年法律第148号）	施行法	教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）	免許法施行規則	教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第27号）	施行法施行規則
左欄	右欄																																				
教育職員免許法（昭和24年法律第147号）	免許法																																				
教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）	29年改正法																																				
教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和36年法律第122号）	36年改正法																																				
教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和63年法律第106号）	63年改正法																																				
教育職員免許法（昭和24年法律第148号）	施行法																																				
教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）	免許法施行規則																																				
教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第27号）	施行法施行規則																																				
小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）	特例法																																				
小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9文部省令第40号）	特例法施行規則																																				
左欄	右欄																																				
教育職員免許法（昭和24年法律第147号）	免許法																																				
教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）	29年改正法																																				
教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和36年法律第122号）	36年改正法																																				
教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和63年法律第106号）	63年改正法																																				
教育職員免許法（昭和24年法律第148号）	施行法																																				
教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）	免許法施行規則																																				
教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第27号）	施行法施行規則																																				
<p>第2章 免許状出願手続 （免許状授与の出願）</p>	<p>第2章 免許状出願手続 （免許状授与の出願）</p>																																				
<p>第3条 免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2に規定する普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 教育職員免許状授与願（第1号様式。以下同じ。）</p> <p>(2) 履歴書（第2号様式。以下同じ。）</p> <p>(3) 身分証明書（市町村長の発行するもの（外国人にあっては、外国人登録</p>	<p>第3条 免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2に規定する普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 教育職員免許状授与願（第1号様式。以下同じ。）</p> <p>(2) 履歴書（第2号様式。以下同じ。）</p> <p>(3) 身分証明書（市町村長の発行するもの（外国人にあっては、外国人登録</p>																																				

済証明書)に限る。以下同じ。)

(4) 宣誓書 (第3号様式。以下同じ。)

(5) 基礎資格証明書

(6) 学力に関する証明書

(7) 小学校又は中学校の教諭の普通免許状の出願にあっては、特例法施行規則第4条第1項に規定する介護等の体験に関する証明書 (特例法第2条第3項に規定する者に該当するもの)にあっては、その事実を証する書類)

(8) 特別支援学校教諭の普通免許状の出願にあっては、基礎資格として必要な普通免許状の写し

(9) 保健師免許又は看護師免許の写し (免許法別表第2による場合)

(10) 管理栄養士又は栄養士の免許の写し (免許法別表第2の2による場合)

2 (略)

第4条から第7条の2まで (略)

(教育職員検定の出願)

第8条 免許法第6条に規定する教育職員検定 (以下「検定」という。)を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、現に教員として勤務する者には、宣誓書を省略し、身体に関する証明書を定期健康診断書の写しに所属長の原本証明を付したものに替えることができるものとする。

(1) 免許法別表第3による場合

ア 教育職員検定願 (第5号様式。以下同じ。)

イ 履歴書

ウ 身分証明書

エ 人物に関する証明書 (第6号様式。以下同じ。)

オ 実務に関する証明書

カ 教科に関する証明書 (第7号様式。以下同じ。)

キ 学力に関する証明書

ク 身体に関する証明書 (第8号様式。以下同じ。)

ケ 免許状の写し又は授与証明書

コ 宣誓書

(2) 免許法別表第4による場合

ア 教育職員検定願

イ 履歴書

証明書)に限る。以下同じ。)

(4) 宣誓書 (第3号様式。以下同じ。)

(5) 基礎資格証明書

(6) 単位修得証明書

(7) 特別支援学校の普通免許状の出願にあっては、基礎資格として必要な普通免許状の写し

(8) 保健師免許又は看護師免許の写し (免許法別表第2による場合)

(9) 管理栄養士又は栄養士の免許の写し (免許法別表第2の2による場合)

2 (略)

第4条から第7条の2まで (略)

(教育職員検定の出願)

第8条 免許法第6条に規定する教育職員検定 (以下「検定」という。)を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、現に教員として勤務する者には、宣誓書を省略し、身体に関する証明書を定期健康診断書の写しに所属長の原本証明を付したものに替えることができるものとする。

(1) 免許法別表第3による場合

ア 教育職員検定願 (第5号様式。以下同じ。)

イ 履歴書

ウ 身分証明書

エ 人物に関する証明書 (第6号様式。以下同じ。)

オ 実務に関する証明書

カ 教科に関する証明書 (第7号様式。以下同じ。)

キ 単位修得証明書

ク 身体に関する証明書 (第8号様式。以下同じ。)

ケ 免許状の写し又は授与証明書

コ 宣誓書

(2) 免許法別表第4による場合

ア 教育職員検定願

イ 履歴書

ウ 身分証明書  
 エ 人物に関する証明書  
 オ 学力に関する証明書  
 カ 身体に関する証明書  
 キ 免許状の写し又は授与証明書  
 ク 宣誓書  
 (3) 免許法別表第5による場合  
 ア 教育職員検定願  
 イ 履歴書  
 ウ 身分証明書  
 エ 人物に関する証明書  
 オ 実務に関する証明書又は実地の経験及び技術に関する証明書(第9号様式。以下同じ。)  
 カ 学力に関する証明書  
 キ 身体に関する証明書  
 ク 基礎資格証明書  
 ケ 免許状の写し又は授与証明書  
 コ 宣誓書  
 (4) 免許法別表第6による場合  
 ア 教育職員検定願  
 イ 履歴書  
 ウ 身分証明書  
 エ 人物に関する証明書  
 オ 実務に関する証明書  
 カ 学力に関する証明書  
 キ 身体に関する証明書  
 ク 免許状の写し又は授与証明書  
 ケ 看護師免許又は保健師免許の写し  
 コ 宣誓書  
 (5) 免許法別表第6の2による場合  
 ア 教育職員検定願  
 イ 履歴書  
 ウ 身分証明書  
 エ 人物に関する証明書  
 オ 実務に関する証明書

ウ 身分証明書  
 エ 人物に関する証明書  
 オ 単位修得証明書  
 カ 身体に関する証明書  
 キ 免許状の写し又は授与証明書  
 ク 宣誓書  
 (3) 免許法別表第5による場合  
 ア 教育職員検定願  
 イ 履歴書  
 ウ 身分証明書  
 エ 人物に関する証明書  
 オ 実務に関する証明書又は実地の経験及び技術に関する証明書(第9号様式。以下同じ。)  
 カ 単位修得証明書  
 キ 身体に関する証明書  
 ク 基礎資格証明書  
 ケ 免許状の写し又は授与証明書  
 コ 宣誓書  
 (4) 免許法別表第6による場合  
 ア 教育職員検定願  
 イ 履歴書  
 ウ 身分証明書  
 エ 人物に関する証明書  
 オ 実務に関する証明書  
 カ 単位修得証明書  
 キ 身体に関する証明書  
 ク 免許状の写し又は授与証明書  
 ケ 看護師免許又は保健師免許の写し  
 コ 宣誓書  
 (5) 免許法別表第6の2による場合  
 ア 教育職員検定願  
 イ 履歴書  
 ウ 身分証明書  
 エ 人物に関する証明書  
 オ 実務に関する証明書



カ 学力に関する証明書  
 キ 身体に関する証明書  
 ク 免許状の写し又は授与証明書  
 ケ 管理栄養士又は栄養士の免許の写し  
 コ 宣誓書

(6) 免許法別表第7による場合

ア 教育職員検定願  
 イ 履歴書  
 ウ 身分証明書  
 エ 人物に関する証明書  
 オ 実務に関する証明書  
 カ 学力に関する証明書  
 キ 身体に関する証明書  
 ク 免許状の写し又は授与証明書  
 ケ 宣誓書

(7) 免許法別表第8による場合

ア 教育職員検定願  
 イ 履歴書  
 ウ 身分証明書  
 エ 人物に関する証明書  
 オ 実務に関する証明書  
 カ 教科に関する証明書  
 キ 学力に関する証明書  
 ク 身体に関する証明書  
 ケ 免許状の写し又は授与証明書  
 コ 宣誓書

2から4まで (略)

第9条 免許法附則第9項の規定により検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員検定願
- (2) 履歴書
- (3) 身分証明書
- (4) 人物に関する証明書
- (5) 実務に関する証明書又は実地の経験及び技術に関する証明書
- (6) 学力に関する証明書

カ 単位修得証明書  
 キ 身体に関する証明書  
 ク 免許状の写し又は授与証明書  
 ケ 管理栄養士又は栄養士の免許の写し  
 コ 宣誓書

(6) 免許法別表第7による場合

ア 教育職員検定願  
 イ 履歴書  
 ウ 身分証明書  
 エ 人物に関する証明書  
 オ 実務に関する証明書  
 カ 単位修得証明書  
 キ 身体に関する証明書  
 ク 免許状の写し又は授与証明書  
 ケ 宣誓書

(7) 免許法別表第8による場合

ア 教育職員検定願  
 イ 履歴書  
 ウ 身分証明書  
 エ 人物に関する証明書  
 オ 実務に関する証明書  
 カ 教科に関する証明書  
 キ 単位修得証明書  
 ク 身体に関する証明書  
 ケ 免許状の写し又は授与証明書  
 コ 宣誓書

2から4まで (略)

第9条 免許法附則第9項の規定により検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員検定願
- (2) 履歴書
- (3) 身分証明書
- (4) 人物に関する証明書
- (5) 実務に関する証明書又は実地の経験及び技術に関する証明書
- (6) 単位修得証明書

(7) 基礎資格証明書  
 (8) 身体に関する証明書  
 (9) 宣誓書

第9条の2 免許法附則第18項の規定により検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 教育職員検定願  
 (2) 履歴書  
 (3) 身分証明書  
 (4) 人物に関する証明書  
 (5) 実務に関する証明書又は実地の経験及び技術に関する証明書  
 (6) 学力に関する証明書  
 (7) 基礎資格証明書  
 (8) 身体に関する証明書  
 (9) 宣誓書  
 (10) 管理栄養士又は栄養士の免許の写し

第9条の3及び第10条(略)  
 (特別免許状の出願等)

第11条 免許法第5条第3項の規定により検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 教育職員検定願  
 (2) 履歴書  
 (3) 身分証明書  
 (4) 教育職員に任命し、又は雇用しようとする者の推薦書(第11号様式)  
 (5) 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する旨の証明書  
 (6) 人物に関する証明書  
 (7) 実務に関する証明書  
 (8) 身体に関する証明書  
 (9)           (削る)  
 (9) 宣誓書

(臨時免許状の出願)  
 第12条及び第12条の2(略)  
 (特別支援学校自立教科の免許状の授与の出願)  
 第13条 免許法施行規則第64条第1項の規定により特別支援学校自立教科教諭免許状を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(7) 基礎資格証明書  
 (8) 身体に関する証明書  
 (9) 宣誓書

第9条の2 免許法附則第18項の規定により検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 教育職員検定願  
 (2) 履歴書  
 (3) 身分証明書  
 (4) 人物に関する証明書  
 (5) 実務に関する証明書又は実地の経験及び技術に関する証明書  
 (6) 単位修得証明書  
 (7) 基礎資格証明書  
 (8) 身体に関する証明書  
 (9) 宣誓書  
 (10) 管理栄養士又は栄養士の免許の写し

第9条の3及び第10条(略)  
 (特別免許状の出願等)

第11条 免許法第5条第3項の規定により検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 教育職員検定願  
 (2) 履歴書  
 (3) 身分証明書  
 (4) 教育職員に任命し、又は雇用しようとする者の推薦書(第11号様式)  
 (5) 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する旨の証明書  
 (6) 人物に関する証明書  
 (7) 実務に関する証明書  
 (8) 身体に関する証明書  
 (9) 学業成績証明書  
 (10) 宣誓書

(臨時免許状の出願)  
 第12条及び第12条の2(略)  
 (特別支援学校自立教科の免許状の授与の出願)  
 第13条 免許法施行規則第64条第1項の規定により特別支援学校自立教科教諭免許状を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

教育職員検定願

- (1) 履歴書
- (2) 身分証明書
- (3) 人物に関する証明書
- (4) 身体に関する証明書
- (5) 卒業又は修了証明書
- (6) 理療、理学療法又は理容に関する免許証明書
- (7) 宣誓書
- (8) 学力に関する証明書

2 免許法施行規則第64条第2項の規定により検定を受けようとする者は、前項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 実務に関する証明書
- (2) 免許状の写し又は授与証明書
- (3) 学力に関する証明書

第14条から第18条まで (略)

第3章 単位の修得方法  
(単位の修得方法)

第19条 検定により普通免許状を受けようとする者の単位の修得方法は、次に定めるところによる。

- (1)から(5)まで (略)

(6) 免許法別表第7関係

特別支援学校教諭の普通免許状を受けようとする場合 (免許法施行規則第18条の規定による場合)

受けようとする免許状の種類	在職年数	最低修得単位数	
		特別支援教育に関する科目	合計
特別支援学校教諭専修免許状	3以上	15	15
特別支援学校教諭一種免許状	3以上	6	6
特別支援学校教諭二種免許状	3以上	6	6

(7) 免許法別表第8関係

免許法施行規則第18条の2、第18条の4及び第18条の5の規定による

教育職員検定願

- (1) 履歴書
- (2) 身分証明書
- (3) 人物に関する証明書
- (4) 身体に関する証明書
- (5) 卒業又は修了証明書
- (6) 理療、理学療法又は理容に関する免許証明書
- (7) 宣誓書
- (8) 単位修得証明書

2 免許法施行規則第64条第2項の規定により検定を受けようとする者は、前項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 実務に関する証明書
- (2) 免許状の写し又は授与証明書
- (3) 単位修得証明書

第14条から第18条まで (略)

第3章 単位の修得方法  
(単位の修得方法)

第19条 検定により上級の免許状を受けようとする者及び他の教科についての免許状を受けようとする者の単位の修得方法は、次に定めるところによる。

- (1)から(5)まで (略)

(6) 免許法別表第7関係

特別支援学校の普通免許状を受けようとする場合 (免許法施行規則第18条の規定による場合)

受けようとする免許状の種類	在職年数	最低修得単位数	
		特別支援教育に関する科目	合計
特別支援学校教諭専修免許状	3以上	15	15
特別支援学校教諭一種免許状	3以上	6	6
特別支援学校教諭二種免許状	3以上	6	6

場合

ア 幼稚園教諭二種免許状を受けようとする場合

有すること を必要とす る学校の免 許状	在職年 数	受けよう とする免 許状に関 する勤務 年数	最低修得単位数		
			教職に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	合計
小学校教諭 普通免許状	3以上	0 1以上		6 3	6 3

イ 小学校教諭二種免許状を受けようとする場合

有すること を必要とす る学校の免 許状	在職年 数	受けよう とする免 許状に関 する勤 務年数	最低修得単位数			
			教職に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、 教育相談 及び進路 指導に関 する科目	合計
幼稚園教諭 普通免許状	3以上	0 1 2以上	10 7 5	1 1 1	2 2 1	13 10 7
中学校教諭 普通免許状	3以上	0 1 2以上	10 7 5	0 0 0	2 2 1	12 9 6

備考

各教科の指導法の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、音楽、図画工作、家庭及び体育のうち3以上の教科の指導法（幼稚園教諭の普通免許状を有する場合は生活、中学校教諭の普通免許状を有する場合はその免許教科に相当する教科を除く。）についてそれぞれ1単位又は2単位を修得するものとする。ただし、有して

いる中学校教諭の普通免許状の教科の種類が音楽以外の場合は、音楽の単位を修得しなければならない。

ウ 中学校教諭二種免許状を受けようとする場合

有すること を必要とする 学校の免 許状	在職年 数	受けようとする 免許状 に関する 勤務年数	最低修得単位数					合計
			教科 に関する 科目	教職に関する科目				
				教育課程及 び指導法に 関する科目	生徒指 導、教 育相談 及び進 路指導 に関する科目	道徳の 指導法 に関する科目	教科又 は教職 に関する科目	
小学校教諭 普通免許状	0 1 2 3以上	0 7 5 5	2 2 1 1	0 0 0 0	2 2 2 1	0 0 0 0	14 11 8 7	
高等学校教 諭普通免許 状	0 1 2以上	0 0 0	2 1 1	1 1 1	2 1 1	4 3 2	9 6 5	

エ 高等学校教諭一種免許状を受けようとする場合

有すること を必要とする 学校の免 許状	在職年 数	受けようとする 免許状 に関する 勤務年数	最低修得単位数				合計
			教職に関する科目	教育課程及び指導 法に関する科目			
				生徒指 導、教 育相談 及び進 路指導 に関する科目	道徳の 指導法 に関する科目	教科又 は教職 に関する科目	
中学校教諭	0 3以上	0	2	2	2	8	12

普通免許状 (二種免許状を除く。)	1	2	6	9
	2以上	1	4	6

(8) 免許法附則第9項の規定により高等学校教諭一種免許状を受けようとする場合（免許法施行規則附則第5項による場合）

基礎資格	在職年数	最低修得単位数		合計
		教科に関する科目	教職に関する科目	
イ	3以上	5	5	10
ロ	3以上	5	5	10
ハ	6以上	5	5	10
ニ	3以上	5	5	10

備考

- 1 基礎資格イからニまでは、免許法附則第9項の表に定める基礎資格イからニまでと同様とする。
- 2 家庭実習及び看護実習の高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目及び最低修得単位数については、(3)ア(イ)表の修得方法の例によるものとする。

(9) 免許法附則第18項の規定により栄養教諭免許状を受けようとする場合（免許法施行規則附則第6項による場合）

受けようとする免許状の種類	基礎資格	在職年数	最低修得単位数		合計
			栄養に係る科目	教職に関する科目	
栄養教諭 一種免許状	栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けていること又は同法第5条の3第4号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修	3	2	8	10

(7) 免許法附則第9項の規定により高等学校教諭一種免許状を受けようとする場合（免許法施行規則附則第5項による場合）

基礎資格	在職年数	最低修得単位数		合計
		教科に関する科目	教職に関する科目	
イ	3以上	5	5	10
ロ	3以上	5	5	10
ハ	6以上	5	5	10
ニ	3以上	5	5	10

備考

- 1 基礎資格イからニまでは、免許法附則第9項の表に定める基礎資格イからニまでと同様とする。
- 2 家庭実習及び看護実習の高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目及び最低修得単位数については、(3)ア(イ)表の修得方法の例によるものとする。

(8) 免許法附則第18項の規定により栄養教諭免許状を受けようとする場合（免許法施行規則附則第6項による場合）

受けようとする免許状の種類	基礎資格	在職年数	最低修得単位数		合計
			栄養に係る科目	教職に関する科目	
栄養教諭 一種免許状	栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けていること又は同法第5条の3第4号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修	3	2	8	10

	了し、同法第2条第1項の規定により栄養生士の免許を受けていること。				
	二種免許状	3	2	6	8

⑩ 免許法施行規則第64条第2項の規定により特別支援学校自立教科教諭の免許状を受けようとする場合

受けようとする免許状の種類	教科の種類	在職年数	特別支援教育に関する科目及び最低修得単位数	合計
特別支援学校自立教科教諭	一種免許状	5	特別支援教育の基礎理論に関する科目 特別支援教育領域に関する科目	10
	二種免許状	5	特別支援教育の基礎理論に関する科目 特別支援教育領域に関する科目 うち心理等に関する科目	15

	了し、同法第2条第1項の規定により栄養生士の免許を受けていること。			
	二種免許状	3	2	6

⑪ 免許法施行規則第64条第2項の規定により特別支援学校自立教科教諭の免許状を受けようとする場合

受けようとする免許状の種類	教科の種類	在職年数	特別支援教育に関する科目及び最低修得単位数	合計
特別支援学校自立教科教諭	一種免許状	5	特別支援教育の基礎理論に関する科目 特別支援教育領域に関する科目	10
	二種免許状	5	特別支援教育の基礎理論に関する科目 特別支援教育領域に関する科目 うち心理等に関する科目	15

